

愛鷹運動公園テニスコートの利用料金の減免・還付基準

1 減免基準

沼津市都市公園条例第 15 条の 10 の規定に基づき、指定管理者は、次の表の定めるところに従い利用料金を減免することができる。

理 由	対象料金	減免内容	減免手続
(1) 公共使用			
市の機関が主催又は共催（主管を含む。）する大会で、特に公益の増進に寄与するものであると認める場合	任 意	主 催 は 免 除、共催は 1/2 減額	使用許可の申請の際に、減免申請書（大会要綱及び市の副申書を添付）を提出する。
(2) 障害者使用			
主たる使用者が障害者である場合（必要最小限の人数の介護者を伴うものを含む。）	コ ー ト 料 金（入場料 を 徴 収 し ない場合）	1/2 減額	① 随時申請 使用許可の申請の際に、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）を提示する。
			② 通年申請（団体に限る。） 年度当初に、減免申請書（手帳の内容を記載した対象者名簿を添付）を提出し、その決定を受け、使用許可の申請の際に、減免通知書を提示する。
(3) 高齢者使用			
使用者全員が 65 歳以上の高齢者である場合	コ ー ト 料 金（入場料 を 徴 収 し ない場合）	1/7 減額	① 随時申請 使用許可の申請時に、使用者全員が身分証明書を提示する。
			② 通年申請（団体に限る。） 年度当初に、減免申請書（生年月日及び年齢を記載した対象者名簿を添付）を提出し、その決定を受け、使用許可の申請の際に、減免通知書を提示する。
(4) その他特別使用			
その他特に認める場合	任 意	免除・減額	使用許可の申請の際に、減免申請書（その他必要な書類を添付）を提出する。

2 還付基準

沼津市都市公園条例第 15 条の 11 ただし書に基づき、指定管理者は、次のいずれかに該当する場合は、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 一般予約又は優先予約の別に関わらず、天候不良、市又は指定管理者の都合など、使用の許可を受けた者の責に帰することができない理由により使用できない場合
- (2) 一般予約で、使用予定日の 3 日前までに取消しを申し出た場合
- (3) 優先予約で、使用予定日が、土曜日、日曜日又は祝日のときはその 2 週間前までに、平日のときはその 1 週間前までに取消しを申し出た場合
- (4) 優先予約で、使用予備日が、土曜日、日曜日又は祝日のときはその 2 週間前までに、平日の場合はその 1 週間前までに取消しを申し出た場合
- (5) 優先予約で、高校生以下及び日本シニアテニス連盟主催の硬式テニス大会及びソフトテニス大会で、7 月 1 日から 8 月 31 日の期間中、日本気象協会による沼津市の 10 日間天気予報において使用予定日の最高気温 35℃以上であり、使用予定日の 3 日前までに取消しを申し出た場合
- (6) その他指定管理者が特に認める場合

3 適用期日

この基準は、決定の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日以降の使用に適用する。

(受付番号)

愛鷹運動公園テニスコート利用料金減免申請書

年 月 日

(あて先) 指定管理者

住 所

氏 名

(電話番号)

沼津市都市公園条例第 15 条の 10 の規定により、下記のとおり愛鷹運動公園テニスコートの利用料金の減免を受けたいので、申請します。

記

使 用 目 的	練習 ・ 大会 (名称) (予定人員 人・コート 面)			
使用団体名				
使 用 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日			
使 用 区 分	コート番号 区分・区分外 : 00 ～ : 00			
減免を受けようとする理由				
利 用 料 金	区 分	利用料金	減額・免除	差引納付額
	コ ー ト	円	円	円
	照 明 施 設			
	大会運営棟			
	合 計			

(注) 減免を受けようとする理由に関する書類を添付すること。

(受付番号)

愛鷹運動公園テニスコート利用料金減免通知書

第 号
年 月 日

様

指定管理者

年 月 日に申請のあった愛鷹運動公園テニスコートの利用料金の減免について、
下記のとおり決定したので通知します。

記

使 用 目 的	練習 ・ 大会 (名称) (予定人員 人・コート 面)			
使用団体名				
使 用 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日			
使 用 区 分	コート番号 区分・区分外 : 00 ～ : 00			
減 免 理 由				
利 用 料 金	区 分	利用料金	減額・免除	差引納付額
	コ ー ト	円	円	円
	照 明 施 設			
	大会運営棟			
	合 計			
減 免 の 条 件	・ 使用許可の申請の際に、この通知書を提示すること。 ・ 虚偽、不正行為があった場合は、以後使用禁止とされること。			